

「(仮称)墨田区公契約条例」(案)に対するパブリック・コメントの実施結果について

1 意見募集期間

令和5年7月4日(火)から令和5年8月8日(火)まで

2 意見募集の周知方法、公表資料及び閲覧場所

周知方法

ア 区のお知らせ(令和5年7月11日号)

イ 区ホームページ 令和5年7月4日(火)から令和5年8月8日(火)まで

公表資料

「(仮称)墨田区公契約条例」(案)

閲覧場所

ア 契約課契約係(区役所8階)

イ 区民情報コーナー(区役所1階)

ウ 区ホームページ

3 意見の提出方法

持参、郵送、ファクス又はEメール

4 意見募集の結果

意見提出者数

1名、3社、8団体

意見総数

38件

5 提出された意見の要旨とそれに対する区の考え方

	提出された意見の要旨	区の考え方
第3条(基本理念)について		
1	基本理念に「労働環境の整備」や「地球温暖化」について記載されており感銘を受けた。今後、人口減少が避けられず、安心して働ける環境整備が必要と考えるため、条例の各施策を通じて「区民福祉の向上」や「地域社会の持続的活性化」を目指してもらいたい。	本条例の基本理念にのっとり、各施策を展開することにより、「区民福祉の向上」や「地域社会の持続的活性化」に努めていきます。

2	<p>発注にあたっては、受注者および受注関係者が労働報酬下限額以上の賃金・報酬を支払うことが可能で、適正な利潤が確保できるように、「発注者（区）の責務として適正な価格・数量等による積算に努めること」、「発注者（区）と受注者との対等平等な関係」など、公共工物品質確保法（品確法）等に基づいた発注者（区）としての責任等を明記すべきである。</p> <p>（同様の意見 他6件）</p>	<p>契約は、発注者と受注者が各々対等な立場における合意に基づき締結するものであり、公契約においても同様であると考えております。</p> <p>いただいたご意見を踏まえ、引き続き適正な積算に努めてまいります。</p>
3	<p>「基本理念」にある「サービス等の品質、価格の適正性、労働者等の適正な労働条件並びに労働環境が整備されるものでなければならない」については安全な区民生活の確保、持続可能な公共サービスとインフラ整備等の観点から非常に重要な点といえる。</p> <p>建設業においては、一定の熟練労働者を確保することが公共工物品質確保と持続可能なインフラ整備に資すると考える。このため、対象となる工事請負では、「それぞれ必要となる職種ごとに熟練労働者を確保するための措置」等についても検討を望む。</p>	<p>ご意見としてお伺いします。</p>
<p>第7条（適用範囲）について</p>		
4	<p>建築工事では本体工事と設備工事を分離発注する案件が想定される。本体工事が1億円以上で条例対象案件であっても、分離発注により設備工事が1億円以下となった場合、同一現場内で対象となる従事者と対象外の従事者が混在するケースが想定される。そうした事態が発生しないように、対象範囲金額の引き下げや分離発注を対象とする措置等が必要と考える。</p> <p>（同様の意見 他5件）</p>	<p>労働報酬下限額等の適用範囲については、契約案件ごとに予定価格で分類すべきものと考えております。</p>

第9条（労働報酬下限額の決定等）について		
5	<p>労働報酬下限額の勘案基準について「当該各号に定める事項及びその他の事情」としているが、 に東京都最低賃金、墨田区の会計年度任用職員給与を明記しているため、審議会における業務委託契約・指定管理協定の労働報酬下限額の審議が、会計年度任用職員給与額に縛られてしまう可能性がある。</p> <p>一部周辺区の公契約条例において、労働報酬下限額の勘案基準を当該区の会計年度任用職員給与の最低額としている例があるが、同給与額は東京都最低賃金に近く、民間水準と比しても低いため、条例の目的（第1条）、基本理念（第3条）の3及び5、区の責務（第4条）の4及び5、第6条（施策の基本方針）の の実効性を失ってしまう。</p> <p>一方、先行する公契約条例制定区の審議会における業務委託・指定管理協定の労働報酬下限額の審議では、行政職給与の高卒初任給を勘案基準としている区や、公的機関が定める基準を勘案して職種別の労働報酬下限額を設定している区もある。</p> <p>今後、墨田区における条例審議会において、条例各条の趣旨に照らし効果的な労働報酬下限額の審議が可能となるよう、労働報酬下限額の勘案基準について、「その他の事情」と併せて、 に「その他公的機関が定める基準」を加えることが必要である。</p>	<p>ご意見としてお伺いします。</p>
別表項目4「労働報酬に係る受注者の連帯責任」について		
6	<p>本来、受注関係者（協力会社）間の契約については各々が自社の責任と負担で、契約を締結しているものと考えている。</p> <p>そのため、発注者があらかじめ受注者に差額相当金額に対し、支払い義務を負わせる処置は不要と考えている。また、受注者が連帯責任により支払い義務を負うことは建設業法にも該当する条文はな</p>	<p>いただいたご意見を参考として、表記を修正します。</p>

	<p>い。</p> <p>特定建設業者は、建設業法に基づき、適切に指導するものであると考えており、記載を再考するべきである。</p> <p>(同様の意見 他2件)</p>	
別表項目5「労働条件の区への報告」について		
7	<p>労働報酬下限額以上の支払いが適正に行われるよう、実効性が担保される確認方法が必要と考える。</p>	<p>約定する事項につきましては、受注者からチェックシートを提出させることを想定しております。</p>
8	<p>いつ・どのような方法で報告するのか。書類等を提出するのであれば何が必要なのか。</p> <p>(同様の意見 他2件)</p>	<p>約定する事項につきましては、受注者からチェックシートを提出させることを想定しております。</p>
別表項目6「労働者等に対する周知」について		
9	<p>建設工事では下請の重層化、従事者の流動性が高いため、特に従事者への周知徹底を図る必要があると考えており、従事者自身の職種確認、下限額等の確認のために、従事者一人ひとりから確認等を取る必要があると考える。従事者への確認カード配布や自署済みの確認書の提出を求めるなど、案文中の「掲示し、又は」との表記について、「又は」を削除して、掲示と書面交付の両方を実施すべきであると考えている。</p> <p>(同様の意見 他6件)</p>	<p>いただいたご意見につきましては、条例制定後の区・受注者の事務量や条例の効果を検証した上で、必要に応じて調査・検討を実施してまいります。</p>
条例案全般について		
10	<p>条例案全体としては、IL094号条約に準拠しており、賛同する、全体として実効性のある仕組みとなっており、望ましい、など。</p> <p>(同様の意見 他7件)</p>	<p>いただいたご意見を踏まえ、条例制定についての検討を進めてまいります。</p>